

新型コロナウイルス感染症に関する租税措置

嚴重特殊伝染性肺炎予防および救済振興特別条例施行に伴う「営利事業者の従業員に対する防疫隔離休暇における支払給与費用倍額控除規定」の公布

2020年3月10日付で「営利事業者の従業員に対する防疫隔離休暇における支払給与費用倍額控除規定」が公布されました。当規定により、企業において新型コロナウイルス（COVID-19）のため検疫・隔離の対象となる従業員または責任者が発生した場合、当該従業員等に対し支払った給与について、当該給与額の200%を当年度営利事業所得額から控除することができます。当規定の主な内容は以下の通りです。

項目	説明	根拠法令
適用期間	2020年1月15日～2021年6月30日	嚴重特殊伝染性肺炎予防および救済振興特別条例（以下、「救済振興特別条例」とする）第4条
適用対象	隔離・検疫対象者、患者介助者、緊急対応策の指示による休暇申請者（例：休校により、12歳以下の児童の保護監督が必要な保護者による休暇申請） 防疫隔離休暇の適用対象は、衛生主管官庁が公表する最新の「感染リスク保有者の追跡管理機制」を基準とする。	
休暇付与および給与支払	規定に則り休暇（防疫隔離休暇）期間中に従業員に対し支払った給与について、当該給与額の200%を当年度営利事業所得額から控除することができる。	
奨励策の重複適用の排除	(1)当該給与費用から政府補助金額を減額しなくてはならない。 (2)すでにその他租税優遇が適用される場合、重複して申請はできない（例：すでに研究開発に係る投資優遇が適用されている研究開発専従職員への給与費用(産業創新条例第10条)）。	
添付資料	(1)従業員の休暇申請書/記録等	

	<p>(2)衛生主管官庁発行の隔離治療通知書、隔離通知書または検疫通知書等関連証明資料</p> <p>(3)当該支払給与費用倍額控除を適用する場合、従業員の疫隔離休暇申請に係る証明資料を保管するほか、確定申告時の金額確認および規定書式記入のため、会計帳簿において「一般給与」と「防疫隔離休暇給与」を区別し記帳することをおすすめいたします。</p>	
注意事項	給与費用倍額控除適用後、当該金額が基本所得額への加算対象となるか否かは、今後財政部より公告される予定です。	

2020年3月から5月における各種税目の申告納付期限延期に関する財政部公告

財政部は3月5日に2020年3月から5月における各種税目の申告納付期限延期に関する公告をしました。その主な内容は以下の通りです。

(1)適用対象

納税義務者、源泉徴収義務者、営利事業者の責任者、会計責任者、または申告業務の委託を受けた代理人等が、新型コロナウイルスのため隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離または集中検疫等事由の影響により、法定期間内に申告納付を完了できない者。

(2)各種税目の申告納付期限延長

項目	納付期限の延長
2019年度法人税確定申告（暦年制）	2020年6月30日まで延長
申告期限が6月1日以前である営利事業者の決算、清算、確定申告（非暦年）または中間納付申告	30日間の延長
2020年3～5月において申告納付を行う営業税	申告月の月末まで延長

<p>源泉徴収義務者が毎月 10 日までに国庫に納付する前月の源泉所得税のうち、その納付期限が 2020 年 3~5 月の各 10 日までである者</p>	<p>申告月の月末まで延長</p>
---	-------------------

注：上記適用対象が、延長期間満了後においても引き続き隔離治療を受けている場合、その申告期限を隔離治療終了後の翌日から 20 日間延長できる。

(3) 必要添付資料

事前申請の必要はなく、公告期間（延長後期間）内に衛生主管官庁発行の隔離治療通知書、隔離通知書または検疫通知書等関連証明資料を添付の上、税務当局へ申告ならびに納付を行う。

各種税金の延納および分納に関する財政部審査原則

上述の通り 3 月 5 日に財政部より各種税目の申告納付期限延期に関する公告がありました。当該公告に関連し、2020 年 3 月 25 日に営利事業者に関する各種税金の延納もしくは分納申請審査原則が公布されました。これによると延納もしくは分納申請の適用対象がより明確になりました。当原則の主な内容は以下の通りです。

(1) 適用対象期間

納税期間が 2020 年 1 月 15 日~2021 年 6 月 30 日である税金。

(2) 適用税目

法人税、営業税、貨物税、たばこ酒税、特殊貨物および役務税、房屋税、地価税、ナンバープレート使用税、ならびに前述各種税にかかる利息、滞報金、怠報金および過料。

(3) 適用対象

以下のいずれかに該当する場合、適用対象となる。

- ・各中央官庁（例：経済部、交通部、衛生福利部、行政院農業委員会、文化部）が規定する救済措置規定の適用対象者である企業
- ・短期間において営業収入額が大きく減少した企業（例：2020 年 1 月から連続 2 か月でその平均営業額が、2019 年 12 月前 6 か月もしくは前年同期間の平均より 15% 以上減少している）

(4) 延納または分納の期限

延納：最長 1 年

分納：最長 3 年（1 月を 1 期とし、計 36 期）

(5) 申請手続および資料

納税期限内に申請書および関連証明資料を添付の上、税務当局へ申請を行う。

(6) その他

- ・延納または分納の許可を受けた場合、期限通りに納税を行ったとみなされ、従来通り 10 年間の繰越欠損金控除を適用でき、また利息や滞納金は発生しない。ただし、延納または分納期限内に納付しない場合、当該繰越欠損金控除の適用はできない。
- ・延納または分納を申請する税額に制限はない。

上記以外の方法による、税負担軽減措置（ナンバープレート使用税および家屋税）

ナンバープレート使用税および家屋税に関しては、上記以外に以下の方法で、その負担を軽減することができます。

項目	措置	根拠法令
ナンバープレート使用税	使用予定のない車両等に関して、交通管理機関へ使用停止を申告することで、使用停止期間においてナンバープレート使用税の課税を停止することができる。	ナンバープレート使用税法（使用牌照税法）第 13 条
家屋税	観光ホテルまたは旅館の未使用階層部分について、申請して許可を得れば、家屋税の通常税率 3% から非居住非営業用税率 2% に軽減できる。	財政部 800417 台財稅第 800686350 號函

租税優遇措置

2021年1月1日より台湾・チェコ共和国間における租税協定の適用開始予定

台湾とチェコ共和国は2017年12月12日にプラハにて「所得税二重課税回避および脱税防止協定（以下、「台捷租税協定」とする）」を調印し、その後2020年2月12日にチェコ共和国が国内法定手続を完了しました。そして両国が台捷租税協定の規定に基づき、書面により相互に通知したことにより、翌（2021年）1月1日より適用が開始される予定となりました。台捷租税協定は台湾にとって33番目の租税協定であり、欧州諸国では16ヶ国目となります。当租税協定の主な内容は以下の通りです。

適用範囲	適用対象	居住者：両国それぞれの税法規定の居住者を指し、個人・企業をともに含む。
	適用税目	所得税
主な租税 減免措置	事業所得	一方の地域の企業が他方地域において行う事業が「恒久的施設」を構成しない場合、その「事業所得」は免税となる。
	投資所得	一、配当：上限税率10% 二、利息：上限税率10%、特定の利息は免税 三、ロイヤルティ：工業、商業または科学関連設備の使用あるいはその使用権により支払われる報酬である場合、上限税率5%。その他の場合は10%
	財産取引所得	株式取引所得は原則として免税
争議解決	相互協議	一方の地域の居住者が、当該租税協定の適用や移転価格調整に関する争議、またはその他の二重課税問題に直面した場合、税務調査や追徴課税のリスクを回避するため、一定の期間内に当該一方の地域の主管機関に、関係会社間取引に関する事前相互協議を申し立てることができる。

PwC 台湾の見解

台湾企業が欧州市場に進出する際、顧客の即時的な供給要求に対応するため、ランニングコストの比較的安価な東欧に工場や事務所を設立し、現地において所得税を納付する状況が多

く見受けられます。当租税協定適用開始後、チェコ共和国で営業活動する台湾企業の稼得する国際的な所得に対する二重課税や過重な税負担が解消されることが期待されます。

2021 年より、チェコ共和国から稼得する関連収益がある場合（例：技術もしくは管理役務収入、配当収入、利息収入またはロイヤルティ料収入等）、チェコ共和国の税務当局へ租税協定に基づき免税または軽減税率の適用申請を行うことができます。

ただし、租税減免措置適用対象の所得獲得時、租税協定に基づく減免手続きを行わず、引き続き従来税率で納付を行った場合、当該租税条約により軽減ないしは免除されるべき税金については、台湾において外国税額控除の対象とならない点ご注意ください。

産業創新条例規定の「スマートマシンおよび 5G システム支出の投資控除」適用の注意点

「会社または有限責任パートナーシップのスマートマシンおよび 5G システム支出の投資控除に関する規定」が 2019 年 1 月 1 日より適用されています。申請フローは以下の通りです。

経済部工業局のオンライン申請システム(<https://www.idbtax.org.tw/>)にて申請を行った上、投資計画書、支出項目証明資料をアップロードする。



営利事業所得税確定申告書第 A14 頁を記入の上、支出項目証明資料を申告書に添付し提出する。

上記規定の詳細は台湾税務および投資法令アップデート 2019 年 9 月および 11 月をご参照ください。

<https://www.pwc.tw/ja/publications/enews/taiwan-tax-news-201909.pdf>

<https://www.pwc.tw/ja/publications/enews/taiwan-tax-news-201911.pdf>

PwC 台湾の見解

1. 経済部工業局への申請

2019 年度において「スマートマシンおよび 5G システム支出の投資控除」の適用をする場合、申告期限終了日（2020 年 6 月 1 日）前に工業局に対し、オンラインで申請する必要があります。当該申請は同一年度に一度のみ認められており、申請完了後、再度の申請または修正をすることはできません。

2. 国税局への申告資料

法人税申告書第 A14 頁において記入が求められる「名称」、「投資範囲」、「購入形式」、「購入日時」、「数量」および「実際原価」等の記入欄は、総じて工業局の申請システムでの記入事項と類似していますが、法人税申告書ではこれらの他に「購入単位」、「据付地点」等情報の記入が追加で必要となります。

PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
パートナー			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@pwc.com
ディレクター			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666 ext23402	miaw-wuu.wang@pwc.com
シニアマネージャー			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@pwc.com
マネージャー			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@pwc.com
www.pwc.tw/ja.html			

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2020 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.tw for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.